

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
規制の名称	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 核セキュリティ部門 二平 電話番号:03-5114-2100(内線:4070)
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定と比較	規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じておらず、ベースライン(TRU廃棄物(長半減期低発熱放射性廃棄物)の事業所外運搬に係る防護措置について事前の国の確認を要するとした状態)の変更の必要はない。また、TRU廃棄物の事業所外運搬について圧縮加工や固形化、堅牢性を有する輸送容器への封入等により核燃料物質の回収が困難であるなど核爆発装置への転用等のおそれが低い場合があり得るため、特定核燃料物質の防護の観点から国の確認を要しないこととしたことで、予定通りに便益が確保され、予定外の行政費用が生じていないことから、今後も現在の規制が維持されるのが適切である。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について、国に確認を求める申請手続を省略できる点で、本規制の事前評価後も関係事業者等が得られる便益が確保され、国の行政費用も生じていない。
(遵守費用)	原子力規制委員会規則で定めるところにより固形化され、又は容器に封入されている場合に、事業所外運搬にあたって国の確認を要しないこととしたから、事業者には遵守費用は発生していない。
(行政費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから、行政費用は発生していない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は生じていない。
考察	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条第1項では、特定核燃料物質の事業所の外における運搬について所要の核物質防護措置を講じることを求めており、同条第2項では一定の場合に当該措置について国の確認を受けることを義務づけている。本改正は仏国から返還されるTRU廃棄物の運搬について、圧縮加工や固形化、堅牢性を有する輸送容器への封入等により核燃料物質の回収が困難であるなど核爆発装置への転用等のおそれが低い場合があり得るため、特定核燃料物質の防護の観点から国の確認を要しないこととしたことを踏まえ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第48条を改正し、特定核燃料物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより固形化され、又は容器に封入されている場合に防護措置について国の確認を要しないことを規定し、国の確認の範囲を合理化したものである。 このことから、事前評価においては、関係事業者等における国への申請費用(書類の作成、提出等の費用)、国における規制導入後に要する費用(確認要員の増員費用)等の新たな費用が発生することはなく、また、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることを予測していた。 今般、事後評価において予測どおり、これら費用が発生せず、かつ、便益が確保されていることが確認されたことから、本改正の内容は適切であったと考えられる。
備考	

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

規制の名称：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（第48条関係）

規制の区分：新設、改正拡充緩和廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 核セキュリティ部門

評価実施時期：令和4年8月

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特段生じていないため、ベースライン（TRU廃棄物（仏国から返還される長半減期低発熱放射性廃棄物）の事業所外運搬に係る防護措置について事前の国の確認を要するとした状態）を変更する必要はない。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

本規制の事前評価後に、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響はなかった。また、規制の事前評価後に想定していなかった影響の発現もなかった。TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について、国に確認を求める申請手続を省略できる点で、本規制の事前評価後も関係事業者等が得られる便益が確保され、国の行政費用が生じていないことから、今後も現在の規制は維持されるのが適切である。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

国の確認を要しないものとしたことから事業者には遵守費用は発生していない。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

国の確認の範囲を広げるものではないことから、行政費用は発生していない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に見込んだ効果を遵守便益（※1）及び行政便益（※2）の観点から評価すると、事前評価時に把握した効果（関係事業者等及び国双方における手続きが発生しないこと）が適切に表れており、かい離はない。

※1：関係事業者等においては、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国に確認を求める申請手続きを省略することができるという便益が生じる。

※2：遵守便益と同様に、国においても、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について確認する手続きを省略することができるという便益が生じる。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に見込んだ効果を遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用の観点から評価すると、便益（国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しないこと）が適切に確保されており、事前評価時に把握した便益とのかい離はない。

## ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は生じていない。



### 3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 1 項では、特定核燃料物質の事業所の外における運搬について所要の核物質防護措置を講じることがを求めており、同条第 2 項では一定の場合に当該措置について国の確認を受けることを義務づけている。本改正は仏国から返還される TRU 廃棄物の運搬について、圧縮加工や固形化、堅牢性を有する輸送容器への封入等により核燃料物質の回収が困難であるなど核爆発装置への転用等のおそれが低い場合があり得るため、特定核燃料物質の防護の観点から国の確認を要しないこととしたことを踏まえ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 48 条を改正し、特定核燃料物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより固形化され、又は容器に封入されている場合に防護措置について国の確認を要しないことを規定し、国の確認の範囲を合理化したものである。

このことから、事前評価においては、関係事業者等における国への申請費用（書類の作成、提出等の費用）、国における規制導入後に要する費用（確認要員の増員費用）等の新たな費用が発生することはなく、また、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることを予測していた。

今般、事後評価において予測どおり、これら費用が発生せず、かつ、便益が確保されていることが確認されたことから、本規制の内容は適切であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案			
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課長 荒木真一 電話番号:03-5114-2121		
評価実施時期	平成28年1月20日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 新たに使用済核燃料の再処理を委託していた仏国から長半減期低発熱放射性廃棄物(以下「TRU廃棄物」という。)が運搬されることを契機として、その際の防護措置について見直し、原子力規制委員会等の確認を要しないよう設定するものである。</p> <p>【内容】 特定核燃料物質の事業所の外における運搬において、原子力事業者等が行う核物質防護措のうち、事前の国の確認を要するものとされる特定核燃料物質から、TRU廃棄物を除くものである。</p> <p>【必要性】 当該物については、原子力規制委員会の決定により、事前の国の確認については要しないものとして、防護の水準が示されたことから、対象から除く必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第48条表第2号ロ	
想定される代替案	代替案としては、TRU廃棄物を運搬する際に講じる防護措置について防護区分Ⅰ又は防護区分Ⅱと規定する案が挙げられる。しかし、原子力規制委員会における検討の結果、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されており、かつ、国際的な水準も「防護区分Ⅲ」となっていることから、防護区分Ⅰ又はⅡに規定することは過度な規制となり合理性は見出せない。以上から、代替案は適切ではないと考えられる。		
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(行政費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(その他の社会的費用)	国の確認の範囲を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
規制の便益	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守便益)	関係事業者等においては、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について国に確認を求める申請手続きを省略することができるという便益が生じる。		
(行政便益)	遵守便益と同様に、国においても、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について確認する手続きを省略することができるという便益が生じる。		
(その他の社会的便益)	国際的な水準との整合性をとることとなり、円滑な国際間輸送が期待される。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	原子力規制委員会において検討した結果、TRU廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されることから、本規制の内容は合理的な措置となり、本規制の内容は適切であると考えられる。 また今回、新たにTRU廃棄物を運搬する際に講じる措置について国の確認を要しない防護区分に設定するものであり、国の確認の範囲を広げるものではないことから、関係事業者等における国への申請費用(書類の作成、提出等の費用)、国における規制導入後に要する費用(確認要員の増員費用)等の新たな費用が発生することはなく、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることから、本規制の内容は適切であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	原子力規制委員会及び核セキュリティに関する検討会での議論において、異論等の特記事項はなかった。		
レビューを行う時期又は条件 政令の施行後、新たな知見等が得られた場合に、本規制を見直すこととする。			
備考			

# 規制の事前評価書

## (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案)

担 当 部 局: 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害  
対策・核物質防護課長 荒木真一 電話番号: 03-5114-2121 e-mail:  
nuclear-security@nsr.go.jp

評価実施時期: 平成28年1月20日

### 1. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、原子力事業者等は、工場等の外において政令で定める特定核燃料物質等を運搬する場合、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じなければならないとされている。当該措置については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）で定める場合に該当する時は、原子力規制委員会等の確認を受けなければならないとされている。

今回、新たに使用済核燃料の再処理を委託していた仏国から長半減期低発熱放射性廃棄物（以下「TRU 廃棄物」という。）が運搬されることを契機として、その際の防護措置について見直し、原子力規制委員会等の確認を要しないよう設定するものである。

#### (2) 内容及び必要性

##### ① 規制の内容

工場等の外における核燃料物質の運搬において、原子力事業者が核燃料物質等を運搬する際に講じる防護措置については、リスクの大きさに応じて以下の図1のように防護区分が3段階に分けられてそれぞれ法、令その他下位規則に定められているところ、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置については、防護対象の種類及び数量等に関わらず、防護区分Ⅲ（国の確認を要しない区分）と設定するものである。

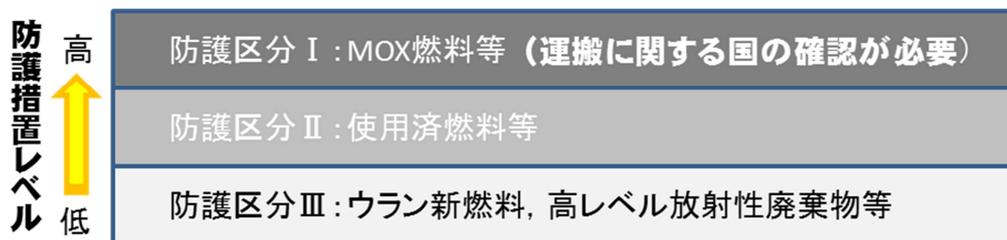


図1 運搬中の核燃料物質に係る防護措置の区分

##### ② 規制の必要性

放射性廃棄物を運搬する際に講じる防護措置については、従前から原子力委

員会等において議論されてきたところ、この度、TRU 廃棄物について、仏国から返還が予定されており、TRU 廃棄物を運搬するための輸送容器の仕様が明確になったことを受け、原子力規制委員会において TRU 廃棄物を運搬する際の防護区分について検討を進めてきた。その後、平成26年8月20日の平成26年度第20回原子力規制委員会において、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置については、①プルトニウムやウランの回収が困難であること、②核燃料物質等が容易にかつ大量に環境に拡散するおそれがないこと、③輸送容器が十分な堅牢性を有しており、かつ移動や開放措置も困難であるという3つの主要な理由から、防護要件が相対的に低いと判断し、防護区分Ⅲ（国の確認を要しない区分）で扱うことと決定した。

この決定を受け、今回新たに、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置について規定するものである。

## 2. 規制の費用及び便益の分析

### (1) 規制の費用

#### ① 遵守費用

今回新たに TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国の確認を要しないようにするものであり、国の確認の範囲を広げるものではないことから、関係事業者等において、新たな国への申請費用（書類の作成、提出等の費用）等が発生することはない。

#### ② 行政費用

遵守費用と同様に、国の確認の範囲を広げるものではないことから、規制導入後に要する費用（確認要員の増員費用）等の新たな費用は発生しない

#### ③ その他の社会的費用

特になし。

### (2) 規制の便益

#### ① 遵守便益

関係事業者等においては、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国に確認を求める申請手続きを省略することができるという便益が生じる。

#### ② 行政便益

遵守便益と同様に、国においても、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について確認する手続きを省略することができるという便益が生じる。

#### ③ その他の社会的便益

英国、仏国等においても TRU 廃棄物を運搬する際の防護区分を「区分Ⅲ」として扱っていることから、本規制の内容については国際的な水準と整合性をとることとなり、円滑な国際間輸送が期待される。

## 3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

原子力規制委員会において検討した結果、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されることから、本規制の内容は合理的な

措置となり、本規制の内容は適切であると考えられる。

また今回、新たに TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国の確認を要しない防護区分に設定するものであり、国の確認の範囲を広げるものではないことから、関係事業者等における国への申請費用（書類の作成、提出等の費用）、国における規制導入後に要する費用（確認要員の増員費用）等の新たな費用が発生することはなく、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることからも、本規制の内容は適切であると考えられる。

#### **4. 代替案との比較**

代替案としては、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置について防護区分Ⅰ又は防護区分Ⅱと規定する案が挙げられる。

しかし、原子力規制委員会における検討の結果、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されており、かつ、国際的な水準も「防護区分Ⅲ」となっていることから、防護区分Ⅰ又はⅡに規定することは過度な規制となり合理性は見出せない。

以上から、代替案は適切ではないと考えられる。

#### **5. 有識者の見解その他関連事項**

- ・原子力規制委員会の検討結果  
(<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/h26fy/20141105.html>)
- ・核セキュリティに関する検討会  
([http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/nuclear\\_security/20140801.html](http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/nuclear_security/20140801.html))
- ・原子力委員会における検討内容  
(<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2008/siryo07/tei-si07.htm>)

#### **6. レビューを行う時期又は条件**

政令の施行後、新たな知見等が得られた場合に、本規制を見直すこととする。